

猪苗代町地域防災計画で定められている主な対策

1 職員参集基準

夜間休日等に火山災害が発生した場合には、被害の状況等の収集連絡等に当たるため、職員の参集範囲を以下のとおり定めている。

- (1) 噴火レベル2及び3 各課長及び関係職員
- (2) 噴火レベル4 全職員

2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準については以下のとおり定めている。

- (1) 噴火レベル3 災害対策本部会議を設置し、災害対策本部についての設置を検討
- (2) 噴火レベル4 自動設置基準
- (3) 気象庁の発表にかかわらず、町内に火山による大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき。

3 火山災害情報に関する対策

- (1) 県防災システムでの情報収集、伝達
- (2) 町の組織内の伝達
- (3) 火山情報の住民への周知
- (4) 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

4 広報内容

- (1) 火山情報等及び町内における災害危険区域及び避難対象地区への周知
- (2) 避難の勧告及び指示等
- (3) 交通規制の状況等、火山災害応急対策の内容と実施状況
- (4) その他状況に応じて事務所又は住民に周知すべき事項

5 広報手段

防災行政無線、広報等による伝達ルートを用いて行う。

6 避難対策

(1) 避難の実施

火山災害が発生する恐れがあるときは、直ちに下記の内容を明示して避難の勧告又は指示を行う。

ア 避難対象地区

イ 避難経路

ウ 避難先

エ 避難勧告又は指示の理由、噴火による急傾斜地崩壊の危険性

オ その他必要な事項